

## 川崎市身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要綱

### (趣旨)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく医師（以下「指定医」という。）の指定については、法、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成21年12月24日障発1224第3号）」及び川崎市身体障害者福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第57号。以下「施行規則」という。）のほか、この要綱により定める。

### (指定医の役割)

第2条 指定医は、身体に障害のある者が、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成するとともに、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見を付さなければならない。

### (指定の申請)

第3条 指定医の指定を受けようとする者は、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定申請書（様式1）及び経歴書（様式2）に医師免許証の写しを添付して、市長に申請する。

2 神奈川県外で指定医の指定を受けた者についても、第1項の申請を行うものとする。

### (届出)

第4条 指定医が医療機関を異動又は退職、若しくは指定辞退等しようとする場合は、次に掲げる届出を行う。

- (1) 市内の医療機関から市内の他の医療機関及び神奈川県内の医療機関へ異動する場合は、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の異動届（様式3）により届出を行う。
- (2) 神奈川県外の医療機関への異動又は指定辞退、若しくは指定医の死亡や医療機関退職の場合は、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の辞退届（様式4）により届出を行う。
- (3) 神奈川県内の医療機関から市内の医療機関に異動する場合は、異動届に神奈川県又は指定都市・中核市から受けた指定書の写しを添付して届出を行う。
- (4) 市内の医療機関及び神奈川県内の医療機関を兼務する場合は、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の兼務届（様式5）により届出を行う。
- (5) 氏名変更、医療機関の名称又は住所変更等指定内容に変更がある場合は、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定内容変更届（様式6）により届出を行う。

### (指定医の指定)

第5条 市長は、法第15条及び本要綱第3条の規定に基づいて指定を受けようとする医師から指定申請があったときは、あらかじめ川崎市社会福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第14号）第7条に規定する指定医師審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴いて指定する。

2 市長は、審査部会の意見を聴く際には、次の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努める。

- ア 医籍登録日
- イ 担当しようとする障害分野
- ウ 当該医師の職歴
- エ 当該医師の主たる研究歴と業績
- オ その他必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により指定医を指定するときは、原則として審査部会が開催された月の翌月の初日をもって指定する。

4 市長は、前2項の規定により指定医を指定したときは、次の事項について告示を行うとともに、指定書（様式7）を当該医師に交付する。

- ア 医師氏名
  - イ 担当する障害分野
  - ウ 診療科名
  - エ 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
  - オ 指定年月日
- （指定基準）

第6条 指定に関する基準は別表のとおりとする。

（通知）

第7条 第4条第1項第2号の規定により辞退届の届出があった場合は、指定医に対して取消書（様式8）により指定を取り消した旨を通知する。

2 第4条第1項第5号の規定により変更届の届出があった場合は、指定医に対して指定内容変更確認書（様式9）により変更内容が承認されたことを通知する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 申請書の様式については、本要綱施行後当分の間、旧様式での申請を認めるものとする。

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## 別表 指定基準

### 1 担当する障害分野及び診療科目

指定医の指定は、次の表に掲げる障害分野ごとに行うものとし、各障害分野の診断を担当する医師は、同表右欄に掲げる診療科目を主として標ぼうし、かつ、身体障害者の福祉に理解を示し、各障害分野の医療に関する研究業績又は臨床経験を有する医師とする。

障害分野	主として標ぼうする診療科目
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科（眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。）
聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科（耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。）
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科、
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科、口腔外科（ただし4級の口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもののみ）
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科（エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。）
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

## 2 指定科目について

原則として1人1科目とする。ただし、複数の障害に関連性のあるものについては、医師の希望（申請者が医師以外の場合は医師の承諾が必要）により、次のとおり1診療科目で複数の障害区分を担当することを認めることができる。

(1) 心臓機能障害と呼吸器機能障害

内科、外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

(2) じん臓機能障害とぼうこう又は直腸機能障害

内科、外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科

(3) 肢体不自由と音声、言語機能障害又はそしゃく機能障害

神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科

(4) ぼうこう又は直腸機能障害又は小腸機能障害

内科、外科、消化器内科、消化器外科、小児科、小児外科

(5) 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

耳鼻いんこう科

(6) 平衡機能障害及び音声機能・言語機能障害

神経内科

(7) 音声機能・言語機能及びそしゃく機能障害

気管食道科

(8) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

既に他の障害分野の指定医となっている医師も指定可能

(9) 肝臓機能障害

特に肝臓機能障害に関する専門性が認められる場合には、既に他の障害分野の指定医となっている医師も指定可能

## 3 医師の医療経験年数等について

(1) 指定医の医師の医療経験年数は、次のいずれかに該当していることを必要とする。

障害区分	医療機関の種別	経験年数
視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害	大学の医局又はこれに準ずる病院において関係のある診療科の診療	2年以上専ら従事
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 以上の障害の医療に関係のある診療科	病院又は診療所において関係のある診療科の診療	5年以上専ら従事

肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	大学の医局又はこれに準ずる病院に において関係のある診療科の診療	3年以上 専ら従事
小腸機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害 以上の障害の医療に関係のある診療科	病院又は診療所において関係のある 診療科の診療	5年以上 専ら従事
上記以外の障害区分	病院又は診療所において関係のある 診療科の診療	5年以上 専ら従事

(2) 大学院・後期臨床研修の研修期間について

経験年数の算定において、大学院に在学していた期間又は後期臨床研修の研修期間については、研修内容がとくに担当しようとする障害区分に関係のある診療科であるときは、医療経験期間に算入する。

(3) 病理学教室等の研修期間について

経験年数の算定において、病理学教室等の研修期間については、臨床にかかわりのない場合は、医療経験期間に算入しない。

(4) 大学病院に準ずる病院の範囲について

大学病院又はこれに準ずる病院の範囲は、医師法第16条の2に基づく臨床研修病院とする。

(5) 口唇・口蓋裂後遺症によるそしゃく機能障害に関する意見書を作成する歯科医師については、日本矯正歯科学会の認定医又は日本口腔外科学会の専門医であり、かつ、日本口蓋裂学会の会員であること。

(6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害については、ヒト免疫不全ウイルス感染者の診断に従事していた経験のあること。

(7) 聴覚障害については、原則として、日本専門医機構又は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定の耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という）であること。なお、専門医でない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、学会が開催する聴力測定技術等に関する講習会を修了していること。

(8) 医師の雇用形態について

該当する診療科について、上記表に定める医療経験年数を満たしていれば、申請時点における雇用形態が常勤か非常勤かは問わない。